

## 重点事項 1

### 1 1 税務行政におけるデジタル化推進

#### 1 ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省・国税庁)  
(都所管局 主税局)

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、環境整備を行うこと。

##### <現状・課題>

地方自治体における税務事務の現場では、国や他の地方自治体との情報連携を紙媒体で行っている場面が多数あり、閲覧作業や紙媒体から税務事務システムへの入力作業など、様々な事務負担が発生している。

また、事業者にとって、地方自治体ごとに異なる書式・様式による税務手続が、大きな負担となっている。この状況を解消するためには、ICTを活用して情報連携を進めていくことが必要である。

こうした認識の下、都では、バックオフィス連携（国、地方自治体等とのデジタル化されたデータ連携）の実現を含む2030年の税務行政の将来像を示した「主税局ビジョン2030」を策定し、検討を進めている。

しかし、例えば、紙媒体での情報連携時に使用している各地方自治体等の様式・帳票については、項目の名称や順番などレイアウトがそれぞれ異なっており、そのままデータ形式に変換した場合、全国的に標準化されていないため、情報連携を円滑に実施することが困難である。

このような課題がある中、総務省が主体となり、地方自治体の税務システムについて標準化の検討が進められており、「税務システム等標準化検討会」では、令和8年2月に「税務システム標準仕様書【第5.1版】」が策定された。

また、デジタル庁において、他の行政機関等との連携要件について検討が進められており、令和4年8月に「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第1.0版】」が策定され、現在の最新版は令和6年9月に公開された【第4.1版】となる。

さらに、上記に加えて国においてはベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・活用や文字要件の検討といった、データ連携を促進する取組が継続して行われている状況にある。

今後の円滑な情報連携を推進していくためには、引き続き、地方自治体の意見を踏まえながら、人口減少社会を念頭においた行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等を行うことが必要である。

##### <具体的要求内容>

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、引き続き、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等をはじめとした環境整備を行うこと。

## 参 考

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）より抜粋】

### 第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

#### 4. 取組の方向性と重点的な取組

##### (2) AI-フレンドリーな環境の整備（制度、データ、インフラ）

##### ③ ベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・運用

行政手続におけるワンストップ（情報の提出は一度限りとする）等の実現を通じた国民の利便性向上や行政運営の効率化を図るため、行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利活用すべきデータ群としてベース・レジストリ（公的基礎情報データベース）の整備・運用を引き続き進める。

このため、「公的基礎情報データベース整備改善計画」（2025年6月13日閣議決定）に基づき、ユースケースや利用者、スケジュールを明らかにしつつ、費用対効果を踏まえたシステム整備を推進する。

##### ⑤ 政府・地方公共団体のシステムにおけるデータの相互運用性の確保

政府・地方公共団体等の行政機関のシステムが有するデータについては、データ連携の推進やAI活用の推進を念頭に、相互運用性の確保に向けた取組を強化する。

具体的には、政府情報システムの整備に当たって、データモデル策定のための参照ドキュメントとして提供されているG I F（政府相互運用性フレームワーク）について、その実装強化を進めるとともに、地方公共団体の基幹業務システムについては、地方公共団体情報システムの統一・標準化の取組の中で、データ要件・連携要件に関する標準化基準に適合することで、相互運用性を確保する。また、官民間問わずシステム依存性が高く、今後の情報連携の支障となり得る文字については、行政事務標準文字を官民通じて広く活用するべく、国際標準化を含む取組を推進する。

【「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和6年12月24日閣議決定）より抜粋】

### 第2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項（標準化法第5条第2項第1号）

#### 2.1 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義

(1) 国は、地方公共団体や基幹業務システムを提供する事業者の意見を丁寧に聴き、標準化対象事務を処理するシステムについての標準化基準の策定及び変更を行う。

### 第3 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針（標準化法第5条第2項第2号）

#### 3.4 標準化法に基づく意見聴取等

##### 3.4.2 標準化基準の策定及び変更に係る意見聴取等（標準化法第6条第3項及び同第7条第3項）

- 標準化基準の策定又は変更に当たっては、デジタル庁が別途定める方法により、その検討過程を公開し、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握するため、地方公共団体や事業者から幅広く意見の聴取を行う。

#### 第4 共通標準化基準に関する基本的な事項（標準化法第5条第2項第3号）

##### 4.1 データ要件・連携要件に関する標準化基準に係る事項（標準化法第5条第2項第3号イ）

###### 4.1.3 機能標準化基準との関係

- データ要件・連携要件に関する標準化基準は、機能標準化基準を実現するために必要不可欠なものであることから、各標準化対象事務の機能標準化基準との整合性を確保しなければならない。

#### 第5 標準化基準の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項（標準化法第5条第2項第4号）

##### 5.2 共通標準化基準

###### 5.2.1 共通標準化基準の策定及び変更

- 共通標準化基準については、第4に示す基本的な事項に基づき、デジタル庁が総務省と協議し、策定する。
- 特に、データ要件・連携要件に関する標準化基準は、機能標準化基準と密接に関係することから、制度所管省庁と密に連携しながら、策定することとする。

【「令和7年度（2025年度）地方税における電子化の推進に関する検討会 とりまとめ」（令和7年（2025年）11月）より抜粋】

#### 4. 国税・他機関との情報連携

平成23年度（2011年度）以降、国税・地方税当局間において、所得税・法人税申告書や法定調書等の一部の情報について、オンラインによる情報連携を実施している。

令和8年度（2026年度）に予定されている、国税情報システム・eLTAXの次期更改を契機とした、国税・地方税間における情報連携の拡充やオンライン照会の実装、地方団体間における照会・回答業務のオンライン化等については、必要に応じて適切に法令上の措置を講ずるなど、着実に実現に向けた検討を進めるべきである。

## 2 地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

(1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。

(2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

### <現状・課題>

地方自治体は、社会構造の変化に対応していくため、行政のデジタル化を実現することが喫緊の課題となっており、都においても「主税局ビジョン 2030」を策定し、税務手続のデジタル化を推進している。

税務手続のうち、地方税の電子申告・電子納税については、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム (eLTAX: エルタックス)」を利用して一元的に行われている。

電子申告は、納税者の利便性を向上させるとともに税務事務の効率化に寄与するものであり、都においても、平成 17 年 8 月から、順次利用可能な税目を増やしてきたが、一部の税目ではいまだに利用率が低い状況となっている。

こうした中、法人二税の電子申告については、平成 30 年度税制改正により、大法人の電子申告が義務化され、中小法人に対しても、令和 2 年 12 月に総務省が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、将来的には利用率を 100%とする目標が設定されていることから、普及促進活動を推進し利用拡大を図ることが求められている。

また、電子納税については、令和元年 10 月から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする地方税共通納税システムが導入されたことで、キャッシュレス納税が可能となり、納税者や金融機関、各地方自治体等の事務負担が軽減されている。

当初、対象税目は法人二税など申告税目を中心であったが、令和 5 年 4 月からは、賦課税目である固定資産税・都市計画税、自動車税、軽自動車税を含め、全税目が対象となり、利便性の向上が図られている。

しかし、賦課税目では、地方自治体が税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書等を納税者に送る必要があり、納税者の利便性を一層向上させるためには、通知の受領から納付手続までを一貫して電子的に完結できる仕組みの構築、eLTAX・マイナポータルなどシステム環境の整備が不可欠である。

また、電子化に伴い地方自治体の税務事務システムは大規模に改修していくこととなるため、全ての地方自治体に対して財源措置が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。

また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

参 考

【オンライン利用率引上げに係る基本計画（令和7年8月）】

- ・ 中小法人における法人住民税・法人事業税の申告（eLTAX）  
    オンライン利用率目標 90%  
    取組期間（達成期限） 令和10年度末まで
- ・ 事業所税の申告（eLTAX）  
    オンライン利用率目標 45%  
    取組期間（達成期限） 令和10年度末まで
- ・ 償却資産の申告（eLTAX）  
    オンライン利用率目標 55%  
    取組期間（達成期限） 令和10年度末まで

【都における電子申告の利用率の状況（令和6年度）】

法人二税 91.2%、固定資産税（償却資産）70.2%、事業所税 52.7%

【「令和7年度（2025年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」（令和7年11月）より抜粋】

1. 地方税関係通知のデジタル化

(1) 税証明書のデジタル化

検討対象とする証明書やシステム構成の検討にあたっては、それぞれの証明書の特性や用途に応じた電子請求・交付の在り方について、費用対効果の観点も含め、更に深掘りして検討していくことが必要である。（中略）

導入スケジュールについては、システム構成や改修規模が固まって初めて具体的に決定できることから、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に実現することとし、各種論点の検討が更に深まった段階で、具体の導入年度について提示すべきである。

(2) 納税通知書等の電子的送付

地方団体が円滑に運用を開始できるよう、引き続き、地方団体への丁寧な制度周知を行うとともに、納税者等にとって簡便かつ利便性の高い仕組みとなるよう、検討すべきである。

また、電子納税通知書の正本化についても、納税者がeLTAXへのアクセス手段を失った場合等の到達効や電子署名等の改ざん防止措置、納税者の死亡の覚知、DV等被害者など留意が必要な者への対応等、検討が必要な各種の

論点について、副本の電子的送付の運用実績を積み重ねて検証しつつ、できるだけ早期に検討を行っていくべきである。

## 2. 納付のデジタル化

令和5年(2023年)4月からeL-QRを活用した納付の仕組みを導入したことで、個人の納税者にもなじみの深い賦課税目を含め、主要な税目については、電子納付が可能な環境が全国統一的に整備された。令和6年度(2024年度)のeLTAXを利用した納付件数は前年度比18%増の約9,684万件、納付額は前年度比34%増の約16兆円と大幅に増加しており、納付手段の多様化等による納税者の利便性向上や、地方団体・金融機関における地方税収納事務の負担軽減につながっているものと評価できる。

そのうえで、eLTAXを通じた納付等に係る以下の点について、より利便性の高い仕組みとなるよう更なる改善を図っていく必要がある。

- ・「自動ダイレクト」機能に係る検討
- ・「地方税納入サービス」に係る検討

### 3 評価額情報の活用による利便性向上

(提案要求先 総務省・法務省)  
(都所管局 主税局)

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

#### <現状・課題>

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は市町村（特別区においては都。以下同じ。）が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等に記載された評価額により登録免許税を算定し、法務局へ納付することとなっている。

これにより、都においては不動産の所有権移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約 30 万件あり、窓口及び郵送請求対応に多大な労力がかかっていると同時に、申請者にとっても負担が生じている。

一方で、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局に対し、電子データによる評価額情報の通知を行っているところであり、法務局が当該データを活用し、登録免許税の算定等を行うこととすれば、固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、申請者の利便性向上に資する。

#### <具体的要求内容>

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第 422 条の 3 の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

#### 参 考

#### 【地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）】

（土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）

第 422 条の 3 市町村長は、第 410 条第 1 項、第 417 条、第 419 条第 2 項又は第 435 条第 2 項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比準価格その他総務省令で定める事項を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

## 4 課税情報へのマイナンバー紐付けの推進

(提案要求先 デジタル庁・総務省)

(都所管局 主税局)

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが進むよう、必要な環境整備を行うこと。

### <現状・課題>

令和3年にデジタル改革関連法（注）が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿として、ワンスオンリーの実現により国民負担を軽減し、行政コストを削減する観点から、行政機関間の情報連携の徹底が必要との方向性が示された。

その後、令和7年度「デジタル社会の実現に向けた重点計画」において、国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的としているマイナンバー制度の推進に加えてマイナンバーの紐付けや利活用の徹底を図るとされている。

こうした中、都道府県の税務事務においては、各種申告書や不動産登記等を起因として課税客体を捕捉し課税しているが、多くの税目では申告書等にマイナンバーの記載が必須とはされていない。このため、上記申告書等を基に別途住民基本台帳ネットワークシステムを用いて公簿情報を照会し、マイナンバーを課税情報に紐づけているが、件数が膨大であることや申告書における記載不備等により紐付け作業に多くの手間と時間を要している。

特に、区市町村と異なり住民基本台帳を保有していない都道府県におけるマイナンバーの紐づけの難しさは、国や各種検討会においても課題として認識されているところである。

課税情報とマイナンバーの紐付けについては、納税通知書の電子化のみならず、更なる納税者の利便性向上や今後の国税・地方税間の連携、そして人口減少社会を見据えた税務事務の効率化につなげるためにも確実に対応することが必要である。

### <具体的要求内容>

都道府県における課税情報とマイナンバーの適切な紐付けが円滑に進むよう、申告・捕捉時にマイナンバーがセットで連携される制度など、紐付け作業の効率化に向けた具体的な検討を進めること。

（注）デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律（令和3年法律第39号）、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）の6本の法律から構成される。

## 参 考

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）より抜粋】

### 第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

#### 4. 取組の方向性と重点的な取組

(1) AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

③ AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進

ア 個人向けの行政手続のデジタル完結の推進

(ア) マイナンバー制度の推進

マイナンバー制度は、国民の利便性向上と行政の効率化、公平・公正な社会の実現を目的としている。各種の行政手続において、「誰の」個人情報であるかを正確に特定し、行政機関同士で情報連携を行うことで、添付書類の省略等が可能となるものであり、マイナンバー制度の推進を図る。

2024年に実施したマイナンバー制度の利用可能性の悉皆的な調査等を踏まえ、2025年の法改正においてマイナンバーの利用が可能な事務が追加されることとなった。これを踏まえマイナンバーを正確かつ効率的に収集した上で、添付書類の省略等を徹底するための環境整備や運用改善を進める。また、公金受取口座は、緊急時の給付金をはじめとする公的給付に係る政策推進のインフラとして重要であり、公金受取口座登録や預貯金口座付番等を引き続き推進する。

また、マイナンバーの紐付けや利活用の徹底を図り、給付や負担の公平性の確保に向けた取組を更に推進する。

【「国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針」（令和6年6月21日閣議決定）より抜粋】

#### 2. 取組の方向性

(4) 国・地方を通じたトータルコストの最小化を見据えた国と地方公共団体の費用負担の基本的考え方

##### ii) デジタル公共インフラ（DPI）

- ・ オンラインの社会活動を前提とした際に、官民サービスの社会基盤として必要となるDPIは、共通のものとして整備することが社会コストの低減やユーザーの利便性に資するものである。共通SaaS利用の前提として、DPIであるマイナンバーカードによる個人認証、GビズID等の認証基盤、不動産や法人基本情報等のベース・レジストリ等は原則として、国が主導して開発・運用・保守を行うことが適当である。
- ・ DPIについては多くの主体によって利用されてはじめてその効果が最大化されるものであり、各府省庁による利用の徹底は必須とし、また、地方公共団体においてもその利用に努める必要がある。

【令和7年度（2025年度）地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ（令和7年11月）より抜粋】

5. 今後の地方税務手続のデジタル化に向けて

今後、より一層の納税者の利便性の向上に向け、申告・申請等、通知、納付の各手続について、シームレスな連携の仕組みを構築し、一体的なデジタル化を図ることが重要である。

また、納税通知書等の電子的送付や個人住民税の申告のデジタル化においては、マイナポータルと連携して行う仕組みが実現することとなるが、将来的には連携を一層深化させ、自分がどの地方税を納めており、今後納める必要があるのか、など“自己情報の管理”ができるツールとして発展させることが望まれる。

eLTAXの次期更改に当たっては、更なる利用率向上や個別の地方団体の業務の効率化・最適化を図る観点から、セキュリティ対策等に留意しつつ、利用時間の拡大、eLTAXと他システムとのID連携・統合やシングルサインオン等の認証機能の見直し等といった機能改善を着実に図っていくべきである。

## 重点事項 2

### 6 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理的な見直しを行わないこと。

#### <現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係をゆがめ、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理的な改正を行うべきではない。

#### <具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など、法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとすること。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿をゆがめる不合理的な改正は行わないこと。

参 考

**【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】**

| 区 分              | 昭和37年度<br>改正前         | 昭和37年度                            | 昭和45年度                            | 平成元年度                              | 平成17年度                                       | 現行                                         |
|------------------|-----------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 製造業              | 従業者数                  | 資本金1億円<br>以上の法人<br>本社従業者数<br>は1/2 | →                                 | 資本金1億円<br>以上の法人<br>工場従業者数<br>は1.5倍 | 本社従業者数の1<br>/2措置を廃止                          | 従業者数<br>資本金1億円<br>以上の法人<br>工場従業者数<br>は1.5倍 |
| 銀行業<br>保険業       | 1/2を事務所数、<br>1/2を従業者数 | →                                 | 資本金1億円<br>以上の法人<br>本社従業者数は<br>1/2 | →                                  | 同上                                           | 1/2を事務所数、<br>1/2を従業者数                      |
| 証券業              | 従業者数                  | →                                 | 同上                                | 1/2を事務所数、<br>1/2を従業者数              | 同上                                           | 1/2を事務所数、<br>1/2を従業者数                      |
| サービス<br>産業等<br>※ | 従業者数                  | →                                 | 同上                                | →                                  | 1/2を事務所数、<br>1/2を従業者数<br>本社従業者数の<br>1/2措置を廃止 | 1/2を事務所数、<br>1/2を従業者数                      |

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

**【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】**

(単位：億円)

| 年 度 | 28    | 29    | 30    | 令和元   | 2     | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     | 8     |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 減収額 | 1,859 | 1,731 | 1,856 | 2,022 | 1,826 | 2,216 | 2,442 | 2,438 | 2,948 | 3,083 | 3,054 |

(注)令和7年度は補正後予算ベース、令和8年度は当初予算ベース。

## 重点事項 3

### 8 地方創生応援税制及び地方拠点強化税制の廃止

(提案要求先 内閣官房・内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 主税局・政策企画局・財務局)

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」及び「地方拠点強化税制」は、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

#### <現状・課題>

真の地方創生を実現するためには、各地域がそれぞれの個性や強みを発揮して魅力ある環境を作ることが重要である。

しかし、現在、地方創生を名目として、地方への人や資金の流れを意図的に創出・拡大するための税財政措置が設けられている。

具体的には、平成 28 年度税制改正で創設された「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」は、各自治体が計画し、内閣府が認定した地方創生事業に対して企業が寄附した場合に、寄附額の最大約 9 割に相当する法人事業税、法人住民税等を軽減する制度であり、三大都市圏の既成市街地等に所在する不交付団体への寄附及び企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外とされており、令和 7 年度税制改正において、税の軽減効果を維持した上で、適用期限を令和 10 年 3 月末まで 3 年延長することとされた。

本制度は、「受益と負担」という地方税の原則をゆがめるものであることに加え、自治体間の財政調整の手段として用いられているものといわざるを得ない。

また、平成 27 年度税制改正で創設された「地方拠点強化税制」は、企業が本社機能を特別区から首都圏の既成市街地等以外の地域に移転する場合等に法人税等を軽減することで、企業の地方移転を促進しようとするものであり、令和 8 年度税制改正において雇用者の数が増加した場合の減税措置は令和 8 年 3 月末で廃止された。一方、企業が移転先等において本社機能のあるオフィス等を整備する場合の減税措置については、中古資産の取得も可能にする等の見直しを行い、軽減割合を引き上げた上で適用期限を令和 10 年 3 月末まで 2 年間延長することとされた。

これらの制度は都や特別区など特定の地域を対象外とする不合理な制度であり、日本全体の持続的な成長につながるものではない。真の地方創生の推進や日本全体の持続的な成長のためには、これらの制度の拡充や延長を行うのではなく、地方の責任と役割に応じた地方税財源全体の充実を図るべきである。

#### <具体的要求内容>

「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」及び「地方拠点強化税制」は、政策的な期限付き減税であることも踏まえ、更なる拡充や適用期限の延長を行うことなく、期限の到来をもって確実に廃止すること。

参 考

1 「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」  
（平成 28 年度創設、適用期限：令和 10 年 3 月末）

（1）制度概要

- ・ 各自治体が計画し内閣府が認定した地方創生事業に対する企業の寄附が対象
- ・ 寄附額は、事業費の範囲内であることが必要
- ・ 寄附企業に対する返礼品などの経済的な見返りの提供は禁止
- ・ 企業の本社が所在する自治体への寄附は対象外

（2）対象外地域

| 区分   | 条件                                           | 該当自治体 |
|------|----------------------------------------------|-------|
| 都道府県 | 不交付団体                                        | 東京都   |
| 区市町村 | 全域が三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法等に定める既成市街地等）に該当する不交付団体 | 特別区など |

（3）税制措置の内容

- ・ 法人事業税：寄附額の 2 割を税額控除（法人事業税額の 20%が限度）
- ・ 法人住民税：寄附額の 4 割を税額控除（法人住民税法人税割額の 20%が限度）
- ・ 法人税：法人住民税の控除額が寄附額の 4 割に達しない場合、その残額を寄附額の 1 割まで税額控除（法人税額の 5%が限度）
- ・ 寄附額は全額損金算入（寄附額の約 3 割相当）

（4）影響額（法人事業税及び法人住民税の控除額）

（単位：億円）

| 年 度 | 平成<br>28 | 29  | 30  | 令和<br>元 | 2   | 3    | 4    | 5     | 6     | 累計    |
|-----|----------|-----|-----|---------|-----|------|------|-------|-------|-------|
| 都   | 0.0      | 0.6 | 0.8 | 3.1     | 1.5 | 23.9 | 29.4 | 54.7  | 55.6  | 169.6 |
| 全 国 | 0.1      | 2.4 | 5.1 | 7.9     | 8.6 | 65.9 | 93.0 | 159.0 | 193.5 | 535.5 |

出典：「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」  
「道府県税の課税状況等に関する調」「市町村税課税状況等の調」

## 2 「地方拠点強化税制」

(平成 27 年度創設、適用期限：令和 10 年 3 月末)

### (1) 対象事業の概要

#### ア 「移転型事業」

- 東京 23 区から地方への特定業務施設（事務所、研究所、研修所等）の移転
- ※ 首都圏整備法の既成市街地及び近郊整備地帯への移転は対象外

#### イ 「拡充型事業」

- 地方部における特定業務施設（事務所、研究所、研修所等）の拡充及び東京 23 区以外の地方から別の地方への特定業務施設の移転
- ※ 三大都市圏の既成市街地等（首都圏整備法等に定める既成市街地等）における拡充は対象外

### (2) 税制措置の内容

#### ア 「設備投資減税（オフィス減税）」

- 地方拠点における建物等の取得価額に応じて法人税等を減税
- 「移転型事業」は、特別償却 25% 又は税額控除 7 %
- ※ 一定の要件を満たす場合、税額控除 8 % に上乗せ
- ※ 対象建物等が中古資産の場合、特別償却 15% 又は税額控除 4 %
- 「拡充型事業」は、特別償却 15% 又は税額控除 4 %
- ※ 一定の要件を満たす場合、特別償却 20%、税額控除 5 % に上乗せ
- ※ 対象建物等が中古資産の場合、特別償却 10% 又は税額控除 2 %

#### イ 「雇用促進税制」（令和 8 年 3 月末をもって廃止）

- 地方拠点において本社機能に従事する雇用者の増加数に応じて法人税等を減税
- 「移転型事業」は、雇用者の増加数 1 人当たり最大 90 万円（50 万円＋上乗せ分 40 万円）税額控除
- 「拡充型事業」は、雇用者の増加数 1 人当たり最大 30 万円税額控除

### (3) 適用実績（全国分）

(単位：件)

| 年 度        | 平成<br>27 | 28 | 29 | 30 | 令和<br>元 | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  | 累計  |
|------------|----------|----|----|----|---------|----|----|----|----|----|-----|
| オフィ<br>ス減税 | 4        | 20 | 31 | 24 | 40      | 34 | 26 | 34 | 35 | 36 | 284 |
| 雇用促<br>進税制 | 7        | 5  | 7  | 9  | 7       | 10 | 4  | 8  | 6  | 7  | 70  |
| 計          | 11       | 25 | 38 | 33 | 47      | 44 | 30 | 42 | 41 | 43 | 354 |

出典：「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」

## 重点事項 4

### 10 固定資産税制の在り方

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

- (1) 償却資産の申告制度について、申告期限の見直しの検討を進め、簡素化・効率化を図ること。検討に当たっては、各地方自治体の状況や意見を十分踏まえること。
- (2) 土地に係る負担調整措置の見直しを検討する際には、納税者の負担感に配慮するとともに、各地方自治体の意見を十分に踏まえること。また、現行の条例減額制度を維持すること。
- (3) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、分かりやすい方法に見直すこと。  
あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

#### <現状・課題>

- (1) 償却資産の評価に用いる取得価額の算定方法等の取扱いについては、原則として税務会計に準ずるものとされている一方で、申告方法等は税務会計と異にする点も多く、申告を行う納税義務者の負担となっている。  
とりわけ、償却資産の申告期限については、平成 30 年度に（一財）資産評価システム研究センターにおいて、申告期限の見直しを直ちに行うことは難しいとの判断がなされ、まずは、一括電子申告システムの導入や eLTAX の使い勝手の向上等、電子的な仕組みの整備を進めることにより、納税義務者・課税庁双方の事務の簡素化・効率化に向けた見直しを行うこととされた。  
その後、令和 2 年度には複数課税庁への一括電子申告が実現するなど、電子的な環境整備は着実に進展している。加えて、近年、償却資産の電子申告率が向上していることも踏まえると、納税義務者・課税庁双方の体制が整いつつあることから、申告期限の見直しについて検討を進める等、申告制度の簡素化・効率化を進めていくことが望ましい。  
また、検討に当たっては、課税実務を担う各地方自治体の状況や意見を十分に踏まえる必要がある。
- (2) 土地に係る固定資産税は、過去の地価の急騰・急落等による税負担の激変緩和や、負担水準の均衡化を図るため、評価制度の見直しや負担調整措置等が行われてきた。その結果、負担水準の均衡化は着実に進展してきたが、近年の地価上昇等により、再び負担水準のばらつきが見られる状態となっている。

地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会（（一財）資産評価システム研究センターに設置）において作成された令和7年度報告書の中でも、「令和9年度に行われる次期評価替えを見据え、負担水準が低い土地への対応を含む負担調整措置のあり方については、引き続き、足元の負担水準の収斂の状況や税収の動向、制度改正に伴う納税義務者や地方団体への影響等の観点を踏まえながら、更に検討を進めていくことが必要である。」とされているところである。

負担水準の均衡化は税負担の公平性に資するものである一方で、税負担の急増を招きかねないことから、その検討に当たっては、納税者の負担感への配慮も重要である。

- (3) 家屋の評価方法は、複雑で精緻にすぎるため、納税者にとって分かりにくいものとなっている。特に、近年都市部において増加している、用途及び構造が複合的で大規模な家屋を評価する場合、仕様、資材の量及び種類が膨大なため、竣工から評価完了までに長期間を要し、その間納税者が固定資産税額を把握できないという課題も生じている。

また、大規模な家屋のうち高層オフィスやタワーマンション等は鉄骨造であるケースが多く、こうした鉄骨造家屋は非常に堅牢な作りであるため、鉄筋コンクリート造と同程度又はそれ以上の長期利用が想定されている。しかし、現行の経年減点補正率において、鉄骨造は、鉄筋コンクリート造等よりも短い耐用年数が設定されており、現在の建築技術が反映されていない。

このような家屋は他の大都市でも建築されていることなどから、東京のみならず大都市に共通する課題であると考ええる。

#### <具体的要求内容>

- (1) 償却資産の申告制度について、申告期限の見直しの検討を進め、簡素化・効率化を図ること。検討に当たっては、各地方自治体の状況や意見を十分踏まえること。
- (2) 土地に係る負担調整措置の見直しを検討する際には、納税者の負担感に配慮するとともに、各地方自治体の意見を十分に踏まえること。また、住宅用地等に対する条例減額及び商業地等に対する条例減額の現行制度を維持すること。
- (3) 家屋、とりわけ大規模な家屋の評価について、簡素で迅速に評価でき、かつ、納税者に分かりやすい評価方法に見直すこと。

あわせて、経年減点補正率の考え方について、現在の建築技術に即した考え方に見直すこと。

## 参 考

### (1) 償却資産の申告期限の見直し

#### 【償却資産の全国電子申告率】

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 40.6% | 44.6% | 47.7% | 50.5% | 53.9% |

※ 総務省ホームページ「地方税の申告等に係る eLTAX 利用率の推移」より

### (2) 土地に係る負担調整措置の見直し

#### 【「令和6年度与党税制改正大綱」（令和5年12月14日）より抜粋】

##### 第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

##### 4 地域・中小企業の活性化等

#### (3) 土地に係る固定資産税の負担調整措置

据置特例が存在することで、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されないという課題がある。本来、同じ評価額の土地については同じ税負担を求めることが基本である。このため、税負担の公平性の観点からは更なる均衡化に向けた取組みが求められる。

これらを踏まえ、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、固定資産税の負担調整措置のあり方について引き続き検討を行う。

#### 【令和7年度地方税における資産課税のあり方に関する調査研究委員会報告書より抜粋】

近年、地価が上昇基調にある中で、条例減額制度に内在する様々な課題が顕在化してきている。また、下限設定や加算率の見直しの観点からは、仮にこれらの見直しが行われたとしても、条例減額制度における特例率等を見直さない限り、実質的な課税の公平性は担保されない。

こうした条例減額制度に係る課題等を踏まえ、地価上昇に伴う税負担の急増への配慮等とのバランスを十分に考慮しつつ、例えば、1.1 という特例率の水準を見直す、当該制度適用後の実質的な負担水準が評価額の20%という下限を下回らないようにする、負担水準が低い土地は条例減額制度の適用対象外とするといった負担水準の均衡化促進に資する手当を講じることについて、さらに検討を進めていくべきであると考えられる。

### (3) 大規模な家屋の評価

#### 【都の提言「固定資産（家屋）の評価方法の見直しについて」（平成29年4月24日）概要】

新たな評価方法として、部分別評価と取得価額活用方式等（家屋の工事原価を活用する方法）を併用する方法が考えられる。そのうち、特に「建築設備の部分」のみを取得価額活用方式等で評価し、それ以外の部分を現行の「部分別評価」で評価する方法が、最も有効な方法であると考えられる。

## 重点事項 5

### 1 真の分権型社会の実現

#### 1 地方分権改革の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省)  
(都所管局 政策企画局・総務局・財務局・主税局)

- (1) 「2050 東京戦略」の実現に向けて改革を押し進めることができるよう、都の権限・責任を拡大すること。
- (2) 地方分権改革の更なる推進のために、「提案募集方式」の制度の見直しを行うこと。
- (3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲すること。

#### <現状・課題>

地方分権改革は、地域の実情に応じ、地方自治体が自らの判断と責任において、自主的・自立的な行財政運営を行い、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することにより、都民生活の向上を図るものである。

これまで二次にわたる地方分権改革において、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しが行われ、平成 26 年度から導入されている「提案募集方式」においても、地方からの提案に対する国の対応方針が示され、累次の地方分権一括法等が施行されるなど、地方分権改革は一定の進展を見せている。

しかし、依然として、地方自治体が条例で定める基準の内容を国が法令で拘束する「従うべき基準」が存在していることに加え、「提案募集方式」についての問題点も明らかになってきている。

また、地方自治体が自主性をもって実効性のある施策を展開できるよう、権限に見合った財源が不可欠であるにもかかわらず、国と地方の税収比率が歳出比率に見合ったものになっていないといった問題もある。

#### <具体的要求内容>

- (1) すべての「人」が輝き、一人ひとりが幸せを実感できるような「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」の実現に向けて、前例にとらわれることなく、時代の先を見据えた取組を、自らの判断と責任により主体的に推進できるよう、国からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、「従うべき基準」については、三次にわたる一括法の附則の規定を踏まえ、真に必要なものに限定し、新たな設定は原則行わないこと。

- (2) 「提案募集方式」については、第四次地方分権一括法の附帯決議も踏まえ、地方からの提案を尊重し、政府全体でその実現に向けた取組を強力に推進すること。

提案の検討に当たっては、支障事例の有無にかかわらず、課題発生の未然

防止効果、国と地方の役割分担等の観点も重視し、地方がより活用しやすいものとなるよう、継続的に制度の見直しを図っていくこと。あわせて、過去に実現できなかった提案について、地方から再提案があった場合には、改めてその実現に向けて積極的に検討すること。

また、法改正に伴う政省令の整備に当たっては、条例制定等に必要な期間を確実に確保できるよう、法の成立後、速やかに行うこと。

(3) 権限とそれに見合う税財源とを一体として移譲し、地方の権限等の拡充を図ること。

法律に基づく基礎自治体への権限移譲に当たっては、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全ての区市町村に対し、必要な財源を確実に措置すること。

## 参 考

○三次にわたる一括法（第一次から第三次地方分権一括法まで）の附則の規定における記述（抜粋）

国の行政機関の長が定める基準の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○第四次地方分権一括法の附帯決議（抜粋）

今後における改革の推進の手法として「提案募集方式」を導入するに当たっては、地方公共団体からの積極的な提案が行われるよう体制を整えるとともに、地方公共団体からの提案を尊重し、その実現に向けた取組を強力に推進すること。

また、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲を希望する提案等であっても、地方公共団体間で制度が異なることにより住民に不利益が生じないよう留意しつつ、その実現に努めること。

## 重点事項 6

### 5 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

#### <現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

#### <具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
  - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
  - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
  - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

参 考

(1) 財源調整

① 財源調整の内容

|                       |                                                                                               |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地方揮発油譲与税<br>(地方道路譲与税) | 不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、又は②交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が控除されている。現在、都は②による譲与制限を受けている。 |
| 特別法人事業譲与税             | 不交付団体に対しては、基準特別法人事業譲与税額(特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額)の75/100(財源超過額を上限)が控除されている。          |
| 国有提供施設等所在<br>市町村助成交付金 | 不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額の7/10が控除されている。                                                         |
| そ の 他                 | 都が不交付団体であること等を理由として、補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし等が行われている。                                     |

※ 平成21年度から、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、平成21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

② 財源調整額の推移

(単位：億円)

| 区 分                   | 4年度   | 5年度   | 6年度   | 7年度   | 8年度   |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 地方揮発油譲与税              | 35    | 35    | 35    | 33    | 29    |
| 地方道路譲与税               | 0     | —     | —     | —     | —     |
| 特別法人事業譲与税             | 1,809 | 1,816 | 2,077 | 2,382 | 2,266 |
| 国有提供施設等所在<br>市町村助成交付金 | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| そ の 他                 | 17    | 15    | 18    | 11    | 12    |
| 合 計                   | 1,862 | 1,868 | 2,131 | 2,427 | 2,307 |

※ 本表の数値は、地方交付税不交付団体であること等を理由として講じられている財源調整額である。

※ 令和6年度までは決算ベース、令和7年度及び令和8年度は当初予算ベース。